

『新制度の基本的な考え方と骨子』(案)

制度設計の基本的な考え方

1 総量削減を確実に達成するしくみ

- (1) 削減対策の実施に加え、**温暖化ガス排出総量の削減を求める。**
- (2) **削減義務を達成する手段は、事業者が自主的に選択**
- (3) 効果的な削減対策事例を示すなど、**都が事業者の削減対策を支援**
- (4) **経営者、設備担当者、テナント事業者等が一丸となって削減に取り組む基盤を整備**
- (5) **制度の実効性を確保する措置も用意**

2 取組の優れた事業者が評価されるしくみ

- (1) **削減義務の履行に、これまでの総量削減の実績を反映**
- (2) 高効率機器を導入するとともに、高度な運用対策を実施している**トップレベルの事業所には、削減義務水準について一定の配慮**
- (3) **事業者の取組が社会的・経済的に評価されるように、大規模事業所の取組をわかりやすく公表**

3 実質的な排出量削減を可能とする排出量取引のしくみ

- (1) **義務の履行に当たっては、事業所自らの削減を基本とし、それを補完するものとして、他の大規模事業所における削減量や、中小規模事業所での削減量、グリーン電力証書の購入など、多様な取引対象が選択可能**
- (2) 排出量取引を通じての削減義務の履行は、**認証された削減量のみ**とすることで、確実な総量削減をめざす。
- (3) 削減量認証ルールの設定など、排出量取引制度を**円滑に運用するしくみを整備**

4 東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とするしくみ

- (1) 事業所への省エネ技術、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、**環境技術、環境ビジネスを発展させる。**
- (2) 都市開発に際しては、**環境性の高い建築物を積極的に評価**
- (3) 中期的に必要な削減レベルを示し、**計画的な省エネ設備投資の実施を可能とする。**

制度の骨子

■対象事業所

温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所* (義務の対象者は、対象事業所の所有者を基本に検討)

※燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kℓ以上の事業所

◇ 対象事業所内のテナント事業者の取扱いについても検討：ビルオーナーの温暖化ガス削減対策への協力義務など

■計画期間

- 1 制度開始年度 2010(平成22)年度(予定)
- 2 計画期間 5年間程度 (例：第一計画期間 2010～2014年度、第二計画期間 2015～2019年度)

■義務の内容

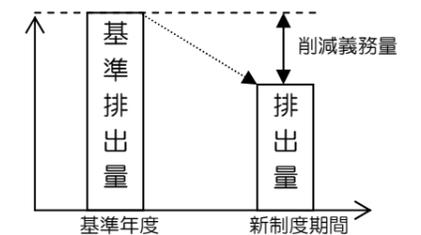
1 削減義務

(1) 基準年度：現行制度での取組が新制度へ反映されるように設定

(2) 削減義務水準：2つの視点*から検討

- ※ 視点① 削減対策の実施による削減余地等
視点② 都の温暖化ガス削減目標(2020年までに2000年比▲25%)の達成

◇ なお、対策がトップレベルの事業所には、削減義務水準について一定の配慮



2 計画書等の提出・公表の義務

「削減対策計画書」及び毎年度の「進捗状況報告書」(削減義務の履行に向けた確認)の提出・公表

■削減義務の履行手段の考え方

1 種類

- (1) 自らの事業所での削減対策の実施
- (2) 他者が実施した削減対策による削減量の取得(排出量取引)
 - ア 対象事業所が義務量を超えて削減した量
 - イ 都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量
 - ウ グリーン電力証書の購入 など

◇ 都内での削減を基本とするが、「都外での削減対策により得られる削減量」を取引の対象にすることについても検討

2 排出量取引を通じての削減義務の履行は、認証された削減量のみ

■その他の事項

- ✓ 都が削減量の認証ルールを策定。認証は、第三者機関が行うことを想定
- ✓ 事業者の排出量を確認するためのシステムや、トップレベルの事業所の認定方法などの各種ガイドラインを整備
- ✓ 必要に応じ、計画期間の中間年で運営方法等を見直す。

■削減に積極的な事業者が経済的にメリットを享受

- 対象事業所は、義務量を超えて削減した量について、排出量取引により売却することが可能
- 中小規模事業所での省エネ対策の実施による削減量も排出量取引により売却可能

■実効性の確保

- 制度の実効性を確保する措置も用意